

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年8月12日
【四半期会計期間】	第67期第1四半期 (自平成25年4月1日至平成25年6月30日)
【会社名】	木村化工機株式会社
【英訳名】	KIMURA CHEMICAL PLANTS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 康 眞
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市杭瀬寺島二丁目1番2号
【電話番号】	06(6488)2501(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門長 谷 本 周 平
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市杭瀬寺島二丁目1番2号
【電話番号】	06(6488)2501(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門長 谷 本 周 平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 第1四半期 連結累計期間	第67期 第1四半期 連結累計期間	第66期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	4,288	3,813	18,426
経常利益 (百万円)	226	31	973
四半期(当期)純利益 (百万円)	121	7	530
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	89	12	665
純資産額 (百万円)	6,515	7,000	7,091
総資産額 (百万円)	17,978	17,490	19,690
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	5.89	0.39	25.79
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	36.2	40.0	36.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

また、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政権交代に伴う経済政策への期待感と、日銀の大幅な金融緩和政策により、輸出環境の改善や株価の回復など明るい兆しがみられました。しかしながら欧州の債務危機、中国経済の減速等から先行き不透明な状況で推移いたしました。設備投資につきましては、企業収益の回復を受けて下げ止まりつつあるものの、一部の顧客を除き全般として慎重な姿勢が維持され、低調な動きが続いております。このような経済環境にあって、当社のエンジニアリング事業部および化工機事業部が主要顧客とする化学機械装置関連業界につきましては、企業収益は改善しつつあるものの、国内の設備投資は抑制気味に推移し、受注競争が一段と激化しております。また、エネルギー・環境事業部が担当する原子力機器関連業界につきましては、全般的に低調に推移しました。

このような状況下、当社グループの当第1四半期連結累計期間における業績につきましては、受注高は3,297百万円と前年同四半期に比べ3,321百万円の減少（50.2%）、売上高は3,813百万円と前年同四半期に比べ474百万円の減少（11.1%）となりました。

利益面では、営業利益は25百万円と前年同四半期に比べ195百万円の減少（88.5%）、経常利益は31百万円と前年同四半期に比べ194百万円の減少（86.0%）となり、四半期純利益は7百万円と前年同四半期に比べ113百万円の減少（93.4%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

エンジニアリング事業

エンジニアリング事業においては、顧客の国内設備の整理統合と製造拠点の海外シフトの流れが続いております。このような状況に加え、「単体機器」の価格競争が激化しており、厳しい環境となっております。その結果、受注高は1,200百万円と前年同四半期に比べ1,564百万円の減少（56.6%）、売上高は1,475百万円と前年同四半期に比べ608百万円の減少（29.2%）となり、セグメント損失(営業損失)は27百万円となりました（前年同四半期はセグメント利益(営業利益)130百万円、前年同期比　　%）。

化工機事業

化工機事業においては、事業の拡大やコア事業の充実を企図する顧客へ積極的に営業活動を展開した結果、受注高は1,520百万円と前年同四半期に比べ209百万円の減少（12.1%）したものの、売上高は1,688百万円と前年同四半期に比べ299百万円の増加（+21.5%）となり、セグメント利益(営業利益)は100百万円と前年同四半期に比べ15百万円の増加（+17.6%）となりました。

エネルギー・環境事業

エネルギー・環境事業においては、原子力事業を取り巻く環境は依然厳しく、MOX再処理といった当社が注力している分野においても、不透明感が継続しております。このような状況下、原子力事業で培った技術を応用して、エネルギー市場全般に向けて営業活動を進めておりますが、業績に与える影響は依然乏しく、原子力関連のメンテナンス業務を中心に進めております。その結果、受注高は576百万円と前年同四半期に比べ1,547百万円の減少（72.9%）、売上高は649百万円と前年同四半期に比べ165百万円の減少（20.3%）となり、セグメント損失(営業損失)は47百万円となりました（前年同四半期はセグメント利益(営業利益)5百万円、前年同期比　　%）。

なお、当社グループは、通常の営業形態として、年度末に完成する工事の割合が大きいため、各四半期の生産、受注及び販売の状況の間に著しい相違があり、四半期毎の業績に季節的変動があります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。また、新たに事業上及び財務上の対処すべき課題は生じておりません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容（概要）

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じ、当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、化学機器及びプラント等の総合メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、()80余年にわたる豊富な知見と実績及び高度な品質とその管理体制に裏付けられた開発・技術の基盤、()わが国の多岐にわたる産業分野における多くの著名企業等を取引先とする顧客・営業基盤、()開発・技術基盤、顧客・営業基盤、品質管理を機能別に維持・拡充していく業務遂行の組織基盤を基軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わるすべてのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

基本方針実現のための取組み

イ．基本方針の実現に資する特別な取組み（概要）

当社では、さらなる企業価値向上に向け、エンジニアリング事業、化工機事業、エネルギー・環境事業の3事業の全部門において、従来品の品質改良、価格競争力の向上、環境問題への対応、新製品の開発を進め、国内及び海外市場において、安定的な受注高・売上高を確保するとともに、顧客信頼基盤の向上と財務体質強化を、引き続き、推進してまいります。

その基本方針につきましては、次の通り規定しております。

- 1) 当社の企業価値の源泉である開発・技術、顧客・営業、組織の各基盤のあるべき姿を考慮のうえ行動し、当社経営内容の充実化を図り、活力と実行力のあるエンジニアリングメーカーを目指す。
- 2) 当社の得意とする技術分野において、さらに磨きをかけ、他の追随を許さないOnly One企業を目指す。

この基本方針に基づく重点課題は、(a) 既存各営業品目に関し、営業活動及び体制強化の推進、(b) 成長分野、高付加価値製品分野への技術・営業開発、(c) 技術革新と独自商品開発、(d) コストダウンとミス・クレームの撲滅、(e) 品質、納期、安全の維持・向上であり、全社一丸となって取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

また、当社は、企業価値及び株主共同の利益を向上させ、企業の社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、迅速・正確かつ透明・適正な経営の実現に努めております。そのための監督・監査機能としては、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める独立性の基準を満たす社外取締役1名及び社外監査役2名を選任し、すべての社外役員を独立役員に指定して、両取引所に届け出ていること、取締役の経営責任を明確にするためその任期を1年としていること、経営の効率化・意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入していること等が挙げられます。

ロ．基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み（概要）

当社は、平成23年5月27日開催の当社取締役会において、で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）として継続することを決議し、平成23年6月24日開催の第64期定時株主総会において本対応方針について承認を得ております。

本対応方針は、()特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は()結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、かつ当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、取締役会又は株主総会による対抗措置の発動・不発動の決議後にのみ大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールを大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の無償割当て等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社取締役会宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様への判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間又は90日間（最長30日間の延長がありえます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、対抗措置の発動もしくは不発動の勧告又は対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動もしくは不発動の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行います。対抗措置の発動の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとして、また、当社取締役会は、取締役会又は株主総会が対抗措置を発動することを決定した後、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成23年6月24日開催の第64期定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

イに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、イに記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、ロに記載した本対応方針も、ロに記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は16百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	82,400,000
計	82,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,600,000	20,600,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	20,600,000	20,600,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日		20,600,000		1,030		103

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,575,700	205,757	
単元未満株式	普通株式 4,600		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,600,000		
総株主の議決権		205,757	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が13,000株(議決権130個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 木村化工機株式会社	兵庫県尼崎市杭瀬寺島 2 1 2	19,700		19,700	0.10
計		19,700		19,700	0.10

2 【役員 の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,176	2,304
受取手形及び売掛金	1 9,091	1 6,958
仕掛品	1,073	811
原材料及び貯蔵品	17	21
繰延税金資産	203	213
その他	644	720
貸倒引当金	8	9
流動資産合計	13,199	11,020
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,309	1,290
機械装置及び運搬具(純額)	86	84
工具、器具及び備品(純額)	37	35
土地	3,675	3,675
リース資産(純額)	27	22
有形固定資産合計	5,135	5,107
無形固定資産	87	72
投資その他の資産		
投資有価証券	727	758
繰延税金資産	494	483
その他	53	52
貸倒引当金	5	5
投資その他の資産合計	1,269	1,289
固定資産合計	6,491	6,470
資産合計	19,690	17,490

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 5,159	1 4,549
短期借入金	1,261	608
リース債務	52	44
未払法人税等	283	5
前受金	1,329	841
賞与引当金	294	443
役員賞与引当金	9	-
完成工事補償引当金	149	54
その他	543	542
流動負債合計	9,084	7,088
固定負債		
長期借入金	868	795
リース債務	21	14
退職給付引当金	1,291	1,251
役員退職慰労引当金	141	148
資産除去債務	58	58
再評価に係る繰延税金負債	1,132	1,132
固定負債合計	3,515	3,401
負債合計	12,599	10,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,030	1,030
資本剰余金	103	103
利益剰余金	3,791	3,696
自己株式	5	5
株主資本合計	4,918	4,823
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	109	130
繰延ヘッジ損益	15	0
土地再評価差額金	2,047	2,047
その他の包括利益累計額合計	2,172	2,176
純資産合計	7,091	7,000
負債純資産合計	19,690	17,490

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	4,288	3,813
売上原価	3,618	3,300
売上総利益	669	513
販売費及び一般管理費	448	487
営業利益	221	25
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	10	10
受取賃貸料	2	2
その他	2	1
営業外収益合計	15	14
営業外費用		
支払利息	3	3
支払手数料	2	3
その他	4	0
営業外費用合計	10	8
経常利益	226	31
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	2	-
特別利益合計	2	-
特別損失		
投資有価証券評価損	6	-
特別損失合計	6	-
税金等調整前四半期純利益	221	31
法人税等	100	23
少数株主損益調整前四半期純利益	121	7
四半期純利益	121	7

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	121	7
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	30	20
繰延ヘッジ損益	0	16
その他の包括利益合計	31	4
四半期包括利益	89	12
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	89	12

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	15百万円	122百万円
支払手形	925	481

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

当社グループは、通常の営業形態として、年度末に完成する工事の割合が大きいため、各四半期の売上高及び営業費用に著しい相違があり、四半期毎の業績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	48百万円	52百万円

(注) のれんの償却額は、のれんが計上されていないため、ありません。

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	102	5.00	平成24年 3月31日	平成24年 6月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	102	5.00	平成25年 3月31日	平成25年 6月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

・報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額 (注1)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注2)
	エンジニア リング事業	化工機事業	エネルギー ・環境事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	2,083	1,389	815	4,288		4,288		4,288
セグメント間の内部 売上高又は振替高	12	59		71		71	71	
計	2,095	1,448	815	4,359		4,359	71	4,288
セグメント利益	130	85	5	221		221		221

(注) 1. 調整額は以下の通りであります。

売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高消去額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

・報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額 (注1)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注2)
	エンジニア リング事業	化工機事業	エネルギー ・環境事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,475	1,688	649	3,813		3,813		3,813
セグメント間の内部 売上高又は振替高	87	118		205		205	205	
計	1,562	1,807	649	4,019		4,019	205	3,813
セグメント利益 又はセグメント損失()	27	100	47	25		25		25

(注) 1. 調整額は以下の通りであります。

売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高消去額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	5.89	0.39
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	121	7
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	121	7
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,580	20,580

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成25年5月14日開催の取締役会において、平成25年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり
期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 102百万円

1株当たりの金額 5円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成25年6月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8 月12日

木村化工機株式会社

取締役会 御中

大 阪 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 前 田 雅 行 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 富 田 雅 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている木村化工機株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、木村化工機株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。